

## 第 627 回 富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 6 年 1 2 月 6 日（金）午後 1 時 30 分から午後 2 時 50 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（13 人）

|    |        |    |       |    |       |    |       |
|----|--------|----|-------|----|-------|----|-------|
| 1  | 鈴木 昇   | 2  | 澤邊 治之 |    |       | 4  | 川口 寛市 |
| 5  | 稲村 耕一  | 6  | 大塚 和行 | 7  | 渡邊 和巳 | 8  | 白井 和子 |
| 9  | 平野 弁一  | 10 | 佐久間 容 | 11 | 森田 泰彰 | 12 | 安田 和永 |
| 13 | 小柴 賢次郎 |    |       |    |       |    |       |

4 欠席委員（2 人）

|   |      |    |       |  |  |  |  |
|---|------|----|-------|--|--|--|--|
| 3 | 丸 文浩 | 14 | 鈴木 伸江 |  |  |  |  |
|---|------|----|-------|--|--|--|--|

5 事務局職員（4 人）

|          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 局長 棟方 雅典 | 係長 平野 重樹 | 書記 樋口 悠亮 | 書記 山口 芳郎 |
|----------|----------|----------|----------|

6 説明員（3 人）

建設経済部農林水産課 磯貝、高橋、後藤

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）（案）」に関する農業委員会  
の意見について

専決処分報告について



第 627 回 富津市定例農業委員会

| 発言者    | 発言内容  |
|--------|---|
| 局長（棟方） | <p>開会 午後 1 時 30 分</p> <p>皆様こんにちは。会議冒頭に、現在 12 月市議会が行われております。12/8 に猪瀬議員からの一般質問で違反転用防止につき、農業委員会はどのような活動を行っているかと質問をいただきまして、農地パトロールを農林水産課と協力して行っていますとお答えしました。水利組合や耕作者、地権者などの関係者に定期的に農地を確認していただき、もし異常があれば農業委員会や農業委員の方にお知らせくださいとお答えしました。もし市民から通報がありましたら農業委員会にご一報ください。予定されております委員の方々がすべてお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 627 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> |
| 局長     | <p>開会に先立ちまして、本日の出席状況でございますが、現在 3 番丸委員と 14 番 鈴木伸江委員が欠席ということで、委員 14 名中 12 名の出席となっております。</p> <p>従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により過半数の出席となっておりますので、本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。</p> <p>会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>  |
| 会長     | <p>（議長挨拶）</p> <p>みなさん、こんにちは。早いもので師走ということでもあります。今年の師走は大変暖かい。皆様にお礼を申し上げます。去る 11/25 安房においてブロック別合同会議に多くの皆様に参加していただき研修を受けていただきました。銚子市の農業者年金の加入について。地域計画が令和 7 年 3 月 31 日までに策定。</p>  |

|      |   |
|------|---|
| 議長   | <p>本日は皆様方には大変お忙しい中、ご協力をいただきましてありがとうございます。これから会議を進めさせていただきたいと思えます。よろしくご協力のほどお願いいたします。</p> <p>(開会)</p> <p>ただ今から、第 627 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p>  |
| 議長   | <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>7 番 渡邊委員、11 番 森田委員を指名いたします。それでは、議事に入らせていただきます。</p>  |
| 議長   | <p><b>【議案第 1 号】</b></p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第 1 号 1 番について、担当委員の現地調査及び説明を、5 番 稲村委員、お願いします。</p>   |
| 稲村委員 | <p>議案第 1 号 1 番について、申請地を 11 月 29 日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>飯野小学校より南の方向約 400m 付近に位置する農地です。</p> <p>登記地目は田となっておりますが、畑として利用されております。</p> <p>義務者は、市外に居住していたことから耕作が出来ず権利者に管理をお願いしておりました。</p> <p>今回、譲渡することで合意が整い、贈与による所有権移転の申請であります。</p> <p>営農計画は、露地野菜の栽培を計画しております。</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 議長      | <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>  |
| 事務局（山口） | <p>ただいまの稲村委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>義務者は、耕作が出来ない申請地の管理をいままで権利者をお願いしておりました。</p> <p>市外に居住しているため、将来も耕作を行うことは難しいことから権利者へ贈与の申出をしたところ、権利者の自宅に近く耕作に便利であったことから受諾し、本申請となったものであります。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地 340 m<sup>2</sup>、権利者の耕作面積 4,551 m<sup>2</sup>、農作業歴 10 年、従農数 3 名であります。</p> <p>農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長      | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>   |
| 議長      | <p>議案第 1 号 1 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 1 番は承認されました。</p>   |
| 議長      | <p>次に、議案第 1 号 2 番について、担当委員の現地調査及び説明を、1 番 鈴木昇委員、お願いします。</p>   |
| 鈴木昇委員   | <p>議案第 1 号 2 番について、申請地を 11 月 20 日に事務局と権利者で確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>介護老人保健施設わかさより東の方向約 700m から 1500m 付近に所在する農地であります。</p> <p>権利者は、先代から引き継いだ共有持分の農地を取得するため売買により所有権の一部移転したく本申請を行うものであります。</p>  |

|         |   |
|---------|---|
| 議長      | <p>営農計画は、今までの耕作を引き続き行い、田は水稻の栽培、畑は果樹園として、梅、柿、みかんの栽培を行う計画であります。</p> <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>   |
| 事務局（山口） | <p>ただいまの鈴木委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>権利者は、先代からの農地を引き継ぎ耕作を行っておりました。</p> <p>今回、相続により分割された所有権の持分を単独所有にしたい、売買による所有権移転の申請であります。</p> <p>申請地は、今まで権利者が耕作を行ってきたことから、今後も適正な管理を行っていくと考えられます。</p> <p>申請地の田 2 筆 2,567 m<sup>2</sup>が農振農用地区域内農地、畑 10 筆 3,642 m<sup>2</sup>は農振農用地区域外農地であります。</p> <p>権利者の耕作面積 6,209 m<sup>2</sup>、農作業歴 40 年、従農数 2 名であります。</p> <p>農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長      | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 2 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 2 番は承認されました。</p>  |
| 議長      | <p>次に、議案第 1 号 3 番と 4 番ですが、権利者が同一申請ですので、一括で審議し、個別の採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。（声：異議なし） それでは一括審議、個別採決とさせていただきます。</p> <p>では、担当委員の現地調査及び説明を、11 番森田委員をお願いします。</p>   |

|                |  |
|----------------|--|
| <p>森田委員</p>    | <p>議案第1号3番から4番について、申請地を12月2日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>JA きみつ富津集出荷場より西の方向1000m付近に所在する農地です。</p> <p>何れの申請地も500㎡程のビニールハウスが設置されております。</p> <p>権利者は、県立農業大学校の研修後、地元メロン栽培農家で研修を重ねた、知識、経験を備える者であります。</p> <p>今回、西川地区で居抜き物件を取得する目途がついたので、売買による所有権移転の申請を行うものであります。</p> <p>営農計画は、メロン栽培を計画しております。</p> |
| <p>議長</p>      | <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>  |
| <p>事務局(山口)</p> | <p>ただいまの森田委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>権利者は、知識、経験を重ね、メロン栽培に適した土地が見つかり、購入の見込みがたったことから、メロン栽培を始めるための農地取得の申請であります。</p> <p>住所登録地は市外であります。現在大堀のアパートで単身生活を送りながら新規就農に向けて準備を進めております。</p> <p>将来は、家族ともども富津市へ移住したいとの考えです。</p> <p>申請地は、3番・4番併せまして農振農用地区域内農地2筆1,354㎡、農作業歴1年、従農数は臨時雇用者含め2名であります。</p> <p>よろしくご審議の程お願いいたします。</p>      |
| <p>議長</p>      | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p>  |

|         |  |
|---------|--|
| 議長      | <p>よって議案第1号3番は承認されました。</p> <p>次に、議案第1号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号4番は承認されました。</p>   |
| 議長      | <p>次に、議案第1号5番について、担当委員の現地調査及び説明を、5番 稲村委員、お願いします。</p>   |
| 稲村委員    | <p>議案第1号5番について、申請地を11月29日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>JA きみつ富津集出荷場より北東の方向約600m付近に所在する農地です。</p> <p>権利者は、富津市へ移住後、近くの造園業者に勤務、その後独立して造園業を営む者であります。</p> <p>2年程前より、造園業の傍らみかん栽培をはじめましたが、栽培に適しておらず、JA きみつより本申請地を紹介され、本申請に至ったものであります。</p> <p>営農計画は、みかん、ブルーベリー栽培及び造園業で使用する苗木の育成場所としての利用も計画しております。</p> |
| 議長      | <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>  |
| 事務局(山口) | <p>ただいまの稲村委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>義務者は、相続で取得した農地ですが、労働力不足のため全ての農地を耕作できず、近所の者に管理をお願いしておりました。</p> <p>後継者もなく、将来においても自ら耕作を続けていくことが難しいことから、売却を考えておりました。</p> <p>権利者は、8年ほど前から独立し造園業を営みながら、近くの山林を購入、2年程前よりみかん栽培を始めましたが、立地条件が悪く収</p>   |

|             |  |
|-------------|--|
| <p>議長</p>   | <p>穫が良くなく代替え地を探しておりました。JA の紹介により、条件面で一致したことから、購入のための申請であります。</p> <p>申請地の一角には、10 坪程の古い農機具庫があり現在も利用されており今後は、これを倉庫として活用する計画です。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地 8 筆 3,088 m<sup>2</sup>、農作業歴 3 年、従農数 2 名であります。</p> <p>労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>よろしくご審議の程お願いいたします。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 5 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 5 番は承認されました。</p> |
| <p>議長</p>   | <p>次に、議案第 1 号 6 番と 7 番ですが、権利者が同一申請ですので、一括で審議し、個別の採決としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。(声：異議なし) それでは一括審議、個別採決とさせていただきます。</p> <p>現地調査及び説明ですが、担当委員の 1 4 番鈴木伸江委員が本日欠席ですので、私より説明させていただきます。</p>   |
| <p>平野委員</p> | <p>議案第 1 号 6 番から 7 番について、申請地を 1 2 月 5 日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>市営小原団地より東の方向約 600m 付近に所在する農地です。</p> <p>申請地はいずれも休耕地の状態となっております。</p> <p>権利者は、西大和田地先にブドウ栽培の為の農地を確保しようとする申請であります。</p>   |

|         |  |
|---------|--|
| 議長      | <p>説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>   |
| 事務局（山口） | <p>ただいまの平野委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>権利者は、農地所有適格法人の要件を満たす農業法人であります。岩瀬地先のブドウ植栽を終え、新たに西大和田地先においてブドウ栽培を行うための農地を集約する申請であります。</p> <p>申請地は、6番・7番併せまして農振農用地区域外農地2筆2,464㎡、権利者の耕作面積11万4,442㎡、従農数は社員4名の他、臨時雇員6名であります。</p> <p>今後も、地権者との合意が整い次第、購入は農地法第3条により、借入れは農業経営基盤強化促進法の農地中間管理事業により農地の集積を行っていく計画となっております。</p> <p>よろしくご審議の程お願いいたします。</p> |
| 議長      | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号6番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号6番は承認されました。</p>   |
| 議長      | <p>次に、議案第1号7番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号7番は承認されました。</p>  |
| 議長      | <p>次に、議案第1号8番について、担当委員の14番鈴木伸江委員が本日欠席ですので、現地調査及び説明を、1番 鈴木昇委員、お願いします。</p>   |

|         |   |
|---------|---|
| 鈴木昇委員   | <p>議案第1号8番について、申請地を12月4日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>吉野小学校より北東の方向約900m付近に所在する農地です。周辺は、土地改良事業が行われた耕作条件の整った場所です。</p> <p>申請地は現在、休耕地の状態となっております。</p> <p>義務者は、耕作手段がないことから隣地で耕作を行っている権利者へ贈与の話をし、合意が整ったことから所有権移転の申請となったものです。</p> <p>営農計画は、水稻の栽培を予定しております。</p>                                       |
| 議長      | <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>   |
| 事務局(山口) | <p>ただいまの鈴木委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>義務者は、後継者もなく知人に耕作をお願いしておりました。現在は、耕作も出来ず休耕中となっております。</p> <p>農地の荒廃が進まないうちに処分を考え、隣地で耕作を行っている権利者へ贈与の申出をしたところ、自作地に隣接し耕作に便利であったことから受諾し、規模拡大を目的とする贈与による所有権移転の申請であります。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地2筆1,406㎡、権利者の耕作面積2万4,892.76㎡、従農数3名であります。</p> <p>農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長      | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号8番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p>   |

|                |  |
|----------------|--|
| <p>議長</p>      | <p>よって議案第1号8番は承認されました。</p> <p>次に、議案第1号9番について、担当委員の現地調査及び説明を、2番 澤邊委員、お願いします。</p>  |
| <p>澤邊委員</p>    | <p>議案第1号9番について、申請地を12月6日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>笹毛区集会所より南西の方向約400m付近（内房線笹毛踏切から東の方向約100m）に所在する農地です。</p> <p>1067番1の登記地目は田ですが、畑として利用されております。</p> <p>義務者は、相続により取得しましたが耕作手段もないことから、権利者に耕作をお願いしておりました。</p> <p>今後も自ら耕作することは難しいことから、売却の申出を行い受諾されたことから、売買による所有権移転の申請であります。</p> <p>営農計画は、露地野菜の栽培を引き続き行う予定です。</p> |
| <p>議長</p>      | <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>  |
| <p>事務局（山口）</p> | <p>ただいまの澤邊委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>義務者は、居住地が遠方で、後継者も不在なことから耕作を行うことが出来ず、権利者に耕作をお願いしておりました。</p> <p>将来も自ら管理を行うことが難しいので、権利者に売却を申出たところ受諾され、経営規模拡大を目的とする売買による所有権移転の申請であります。</p> <p>申請地は、農振農用地区域外農地3筆607㎡、権利者の耕作面積1万6,406㎡、従農数2名であります。</p> <p>農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>  |

|         |  |
|---------|--|
| 議長      | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号9番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号9番は承認されました。</p>   |
| 議長      | <p>次に、議案第1号10番と11番ですが、農地の交換に関する案件ですので、一括で審議し、一括採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。（声：異議なし） それでは一括審議、一括採決とさせていただきます。</p> <p>担当委員の現地調査及び説明について、12番 安田委員、お願いします。</p>  |
| 安田委員    | <p>議案第1号10番から11番について、申請地を12月5日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>高宕山自然動物園より東の方向約600m付近に所在する農地です。権利者と義務者は利便性向上のため、農地を交換し耕作を行っておりました。</p> <p>今まで所有者変更を行わず耕作を行ってきましたが、将来のことも考え今回、交換による所有権移転の申請を行うものです。</p> <p>営農計画は、10番は露地野菜、11番は牧草の栽培を予定しております。</p> |
| 議長      | <p>説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>   |
| 事務局（山口） | <p>ただいまの安田委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>権利者、義務者は耕作の利便性を考え、申請地を交換し今まで耕作を行って来ました。</p>   |

|             |   |
|-------------|---|
| <p>議長</p>   | <p>将来の管理を考えると、所有権移転の登記を行うことが必要なことから本申請に及んだものであります。</p> <p>営農計画は、現在の状態で引き続き行う計画です。</p> <p>10番の申請地は、農振農用地区域内農地2筆1,466㎡、11番は農振農用地区域外農地1,368㎡あります。申請者の耕作面積及び従農数は、議案記載のとおりです。</p> <p>農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号10番と11番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号10番と11番は承認されました。</p> |
| <p>議長</p>   | <p>次に、議案第1号12番と13番ですが、申請内容が類似しておりますので、一括で審議し、個別の採決としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。(声：異議なし) それでは一括審議、個別採決とさせていただきます。</p> <p>担当委員の現地調査及び説明を、6番 大塚委員、お願いします。</p>   |
| <p>大塚委員</p> | <p>議案第1号12番13番について、申請内容が類似しておりますので一括して説明いたします。</p> <p>申請地は11月30日に確認しました。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>12番は、天羽小学校より北東の方向約500m付近に所在する農地です。</p> <p>13番は、旧JAきみつ湊支店より北東の方向約300m付近に所在し、何れも土地改良事業が行われた一角にある農地です。</p>  |

|         |   |
|---------|---|
| 議長      | <p>義務者は、耕作手段もなく後継者も不在で維持管理が大変なことから売却を考え、権利者と条件面で合意が整ったことから売買による所有権移転の申請を行うものです。</p> <p>何れの権利者も、農業関連の事業を行う法人を立ち上げ、ブルーベリーの栽培を行う営農計画となっております。</p>  |
| 議長      | <p>説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>  |
| 事務局（山口） | <p>ただいまの大塚委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>義務者は、相続で取得した農地の維持管理が大変なことから、売却先を探していたところ、法人を立ち上げブルーベリー栽培の農業経営を目指そうとする権利者と条件面で合意が整ったことから本申請に至ったものであります。</p> <p>権利者は、ブルーベリー栽培に関しては、経験が無いことから近くに住むブルーベリー栽培の経験を持つ者を雇用し、営農サポートを受けながら技術の向上を図って行く計画となっております。</p> <p>生産物は、イオンアグリ創造㈱へ販売を行う予定です。</p> <p>申請地は、12番が農振農用地区域内農地 1,458 m<sup>2</sup>、13番も同じく農振農用地区域内農地 1,660 m<sup>2</sup>、従農数は、それぞれ臨時雇用者を含め2名であります。</p> <p>本申請は、何れも法人が農地の所有権を取得する案件でございます。</p> <p>この場合、農地法第2条第3項に定める、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たす必要があります。</p> <p>申請書に添付された資料においては、この要件は満たされる計画となっております。</p> <p>また、農地法第6条の規定により、毎事業年度終了後事業報告書の提出義務が定められておりますので、事業の実施状況の把握に努めてまいります。</p> |
| 議長      | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございます</p>   |

|      |   |
|------|---|
| 議長   | <p>か。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号12番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号12番は承認されました。</p> <p>次に、議案第1号13番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号13番は承認されました。</p>  |
| 議長   | <p><b>【議案第2号】</b></p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番から3番ですが、権利者及び地区が同一ですので、一括で審議し、個別の採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。(声：異議なし) それでは一括審議、個別採決とさせていただきます。</p> <p>こちらの担当委員は私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p>   |
| 平野委員 | <p>議案第2号1番から3番について申請地を12月5日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>大貫小学校より西の方向約300mに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、農地の耕作および管理が困難になっていたところ、権利者と太陽光発電施設での転用の話があり、一定の採算をとるために必要な陽当たりやアクセス面において条件に合致したことから、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p> |

|          |   |
|----------|---|
| 議長       | 説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。   |
| 事務局 (樋口) | <p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、大佐和都市計画の範囲内で、第一種住居地域の用途指定を受けている土地のため、第3種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長       | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号1番は承認されました。</p>  |
| 議長       | <p>次に、議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号2番は承認されました。</p>   |
| 議長       | <p>次に、議案第2号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号3番は承認されました。</p>   |
| 議長       | 次に、議案第2号4番について、担当委員の現地調査及び説明を、  |

|         |  |
|---------|--|
| 渡邊委員    | <p>7番 渡邊委員、お願いします。</p> <p>議案第2号4番について申請地を12月4日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>天神山コミュニティセンターより南西の方向約3kmに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、農地の耕作および管理が困難になっていたところ、権利者と太陽光発電施設での転用の話があり、一定の採算をとるために必要な陽当たりやアクセス面において条件に合致したことから、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長      | <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>  |
| 事務局(樋口) | <p>ただいまの渡邊委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低いのうちであることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>              |
| 議長      | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入</p>  |

|                  |   |
|------------------|---|
| <p>議長</p>        | <p>ります。</p> <p>議案第2号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号4番は承認されました。</p> <p><b>【議案第3号】</b></p> <p>次に、議案第3号「「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）（案）」に関する農業委員会の意見について」を議題といたします。</p> <p>議案第3号1番から3番ですが、共に富津市長からの意見照会となりますので、一括で審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。（声：異議なし）それでは、一括審議とさせていただきます。</p> <p>こちらは、議案3号1番富津2地域から3番竹岡・金谷地域の地域計画案について、市長より農業委員会へ意見照会がありました。事務局からこの議案について説明をお願いします</p> |
| <p>事務局（平野係長）</p> | <p>議案第3号について説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定に基づき「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」を定めるにあたり、同法同条第6項の規定により富津市長より農業委員会に対し令和6年11月18日付で富津2地域、22日付けで竹岡・金谷地域における地域計画案が示され、意見照会がありました。</p> <p>農業委員会は、この案についての意見を提出することとなっております。</p> <p>つきましては、本計画案に対しての意見を求めたく上程するものであります。</p> <p>この後、地域計画（案）につきまして、担当課の農林水産課より説明をいただきますのでよろしくご審議の程お願いいたします。</p>   |
| <p>議長</p>        | <p>議案についての事務局の説明は以上です。続いて、計画の内容について、取りまとめをされました市農林水産課に説明員として出席いただきたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。</p>   |

|                        |  |
|------------------------|--|
| <p>農林水産課<br/>(担当者)</p> | <p>(声：異議なし) それでは、農林水産課から計画の説明をお願いします。</p> <p><b>【市農林水産課入室着席】</b></p> <p>それでは、私のほうから配布させていただきました、議案第3号の1 富津2地域 地域計画(案)について説明させていただきます。</p> <p>まず、本日配布の地域計画の今後の予定(富津2地域)をご覧ください。</p> <p>地域計画を策定するに当たりましては、協議の場の設置から始まり、地域計画(目標地図含む)(案)の作成、農業者への説明会や関係者への意見聴取を行い、公告し、策定することとなっております。</p> <p>次に進みまして関係者への意見聴取ということでありまして、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、市町村は地域計画を定めようとするとき、あらかじめ、農業委員会・農業協同組合・農地中間管理機構・土地改良区から意見聴取することとなっておりますので、今回説明をさせていただくものであります。</p> <p>議案に綴られている地域計画(案)をご覧ください。</p> <p>1枚目の裏面、4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)をご覧ください。</p> <p>4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)ですが、人・農地プランでは「中心経営体」として位置付けられていた者が、概ね10年後の地域内の担い手の耕作者として記載することとなりました。</p> <p>富津2地域につきましては、認定農業者6経営体、農用地等を継続的に利用する5経営体が将来の担い手となっております。</p> <p>表の中の現状の欄の経営面積につきましては、現在担い手が所有している農地や、農地法・農業経営基盤強化促進法に基づき賃借している農地の実面積となっております。</p> <p>右側の10年後の欄につきましては、地域内の農業を担う者から個別に聞き取った経営面積を記載しております。</p> |
|------------------------|--|

今後は、この目標に基づき集積を進めていくこととなります。

次に本日配布の地図をご覧ください。

先程の農業を担う者一覧表の10年後を示した地域計画目標地図であります。

地域計画目標地図をご覧ください。

着色した農地を囲んでいる黄色の線で囲まれているのが今回計画する地域の範囲でございます。

右上の凡例をご覧ください。

担い手AからKと記載しておりますが、先程、ご覧いただいた地域内の農業を担う者一覧表の右側に記載の目標地図上の表示に対応しております。

また、凡例に白色で着色の「自作」と灰色で着色の「保全管理」の農地につきましては、今後、集積・集約化を検討していく農地となります。

議案に綴られている地域計画（案）をご覧ください。

内容につきましては、目標地図に示した集積・集約について具体的にどのように進めていくのかを記載したものであります。

#### 1 地域における農業の将来の在り方の

(1) 地域計画の区域の状況でございますが、対象区域の農地の状況について記載しております。

(2) 地域農業の現状及び課題については、用排水施設の老朽化が進んでいること、有害獣による被害が確認されていることを記載しております。

(3) 地域における農業の将来の在り方については、経営規模については、現状維持を志向する経営体が主であり、地理的条件については、問題がないことから課題である区画の狭小を解消するための大区画化等生産条件の改善を図り、大規模経営体により集積・集約化を進める旨を記載しております。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標については、今後も高齢化が進むことから状況に応じて更なる集積を進めること、

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置については、担い手が集積・集約を進める上で農地中間管理機構を活用し進めていくこと、関係機関と連携し、新たな担い手の確保を目指すこと等について取り組んでいくことを記載しております。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）については、先程、説明したとおりです。

以上が地域計画（案）の説明でございます。

詳細につきましては、後程、ご覧いただければと思います。

続きまして、議案第3号の2 竹岡東部地域 地域計画（案）について説明させていただきます。

まず、地域計画の今後の予定でございますが、富津2地域と同様の手順で進めさせていただきます。

議案に綴られている地域計画（案）をご覧ください。

1枚目の裏面、4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）をご覧ください。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）ですが、人・農地プランでは「中心経営体」として位置付けられていた者が、概ね10年後の地域内の担い手の耕作者として記載することとなりました。

竹岡東部地域につきましては、農用地等を継続的に利用する2経営体が将来の担い手となっております。

表の中の現状の欄の経営面積につきましては、現在担い手が所有している農地や、農地法・農業経営基盤強化促進法に基づき賃借している農地の実面積となっております。

右側の10年後の欄につきましては、地域内の農業を担う者から個別に聞き取った経営面積を記載しております。

今後は、この目標に基づき集積を進めていくこととなります。

次に本日配布の地図をご覧ください。

先程の農業を担う者一覧表の10年後を示した地域計画目標地図であります。

地域計画目標地図をご覧ください。

着色した農地を囲んでいる赤色の線で囲まれているのが今回計画する地域の範囲でございます。

右上の凡例をご覧ください。

担い手AからBと記載しておりますが、先程、ご覧いただいた地域内の農業を担う者一覧表の右側に記載の目標地図上の表示に対応しております。

また、凡例に黄色で着色の「自作」と白色で着色の「保全管理」の農地につきましては、今後、集積・集約化を検討していく農地となります。

議案に綴られている地域計画（案）をご覧ください。

内容につきましては、目標地図に示した集積・集約について具体的にどのように進めていくのかを記載したものであります。

### 1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況でございますが、対象区域の農地の状況について記載しております。

(2) 地域農業の現状及び課題については、有害獣による被害が増加していることにより、経営意欲の減退が進んでいることを記載しております。

(3) 地域における農業の将来の在り方については、経営規模については、現状維持、離農を志向する経営体が大半であることから、多面的機能支払交付金事業を活用し、地域内にて圃場等の維持管理を図る旨を記載しております。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標については、今後も高齢化が進むことから状況に応じて更なる集積を進めること、

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置については、担い手が集積・集約を進める上で農地中間管理機構を活用し進めていくこと、関係機関と連携し、新たな担い手の確保を目指すこと等について取り組んでいくことを記載しております。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）については、先程、説明したとおりです。

以上が地域計画（案）の説明でございます。

詳細につきましては、後程、ご覧いただければと思います。

続きまして、議案第3号の3 竹岡西部地域 地域計画（案）について説明させていただきます。

まず、地域計画の今後の予定でございますが、富津2地域、竹岡東部地域と同様の手順で進めさせていただきます。

議案に綴られている地域計画（案）をご覧ください。

1枚目の裏面、4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）をご覧ください。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）ですが、人・農地プランでは「中心経営体」として位置付けられていた者が、概ね10年後の地域内の担い手の耕作者として記載することとなりました。

竹岡西部地域につきましては、認定農業者1経営体と農用地等を継続的に利用する5経営体が将来の担い手となっております。

表の中の現状の欄の経営面積につきましては、現在担い手が所有している農地や、農地法・農業経営基盤強化促進法に基づき賃借している農地の実面積となっております。

右側の10年後の欄につきましては、地域内の農業を担う者から個別に聞き取った経営面積を記載しております。

今後は、この目標に基づき集積を進めていくこととなります。

次に本日配布の地図をご覧ください。

先程の農業を担う者一覧表の10年後を示した地域計画目標地図であります。

地域計画目標地図をご覧ください。

着色した農地を囲んでいる赤色と青色の線で囲まれているのが今回計画する地域の範囲でございます。

右上の凡例をご覧ください。

担い手AからFと記載しておりますが、先程、ご覧いただいた地域

内の農業を担う者一覧表の右側に記載の目標地図上の表示に対応しております。

また、凡例に黄色で着色の「自作」と白色で着色の「保全管理」の農地につきましては、今後、集積・集約化を検討していく農地となります。

議案に綴られている地域計画（案）をご覧ください。

内容につきましては、目標地図に示した集積・集約について具体的にどのように進めていくのかを記載したものであります。

#### 1 地域における農業の将来の在り方の

(1) 地域計画の区域の状況でございますが、対象区域の農地の状況について記載しております。

(2) 地域農業の現状及び課題については、有害獣による被害が増加していることにより、経営意欲の減退が進んでいることを記載しております。

(3) 地域における農業の将来の在り方については、経営規模については、現状維持、離農を志向する経営体が大半であることから、多面的機能支払交付金事業を活用し、地域内にて圃場等の維持管理を図る旨を記載しております。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標については、今後も高齢化が進むことから状況に応じて更なる集積を進めること、

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置については、担い手が集積・集約を進める上で農地中間管理機構を活用し進めていくこと、関係機関と連携し、新たな担い手の確保を目指すこと等について取り組んでいくことを記載しております。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）については、先程、説明したとおりです。

以上が地域計画（案）の説明でございます。

詳細につきましては、後程、ご覧いただければと思います。

今後の予定でございますが、現在、富津2地域、竹岡東部地域、竹

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>岡西部地域ともに、関係機関への意見聴取を現在行っておりまして、回答期限を12月20日としております。</p> <p>説明会や意見聴取の内容を反映し12月20日を目途に地域計画(案)の公告を2週間行い、その結果を反映し地域計画を策定していきたいと考えております。</p> <p>このようなことから、農業委員会としての意見を12月20日までにいただきたいと考えておりますので、意見のある方は来週の金曜日12月13日までに農業委員会事務局へ提出していただきたいと思っております。</p> <p>なお、公告後、策定した地域計画は市ホームページで公表を予定しております。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わります。</p> |
| 議長     | <p>ありがとうございました。説明を受けまして、委員の皆さんから、ご意見がございますか。</p> <p>説明を受けて、すぐその場で意見というのも難しいでしょうから、12/13までに事務局まで意見のある方は連絡をいただきたいと思っております。</p> <p>農業委員会の意見としては12/20までにとりまとまりましたら、事務局から市長に報告願います。</p>  |
| 議長     | <p><b>【市農林水産課退室】</b></p> <p><b>【専決処分報告について】</b></p>   |
| 議長     | <p>次に、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事務局長よりお願いします。</p>  |
| 局長（棟方） | <p>専決処分についてご報告いたします。</p> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による届出、市街化区域内にある農地の権利移動3件です。1番は貸家事業用地として所有権移転するもので、面積は432㎡です。</p> <p>2番は専用住宅として所有権移転するもので、面積は230㎡です。</p>  |

|           |   |
|-----------|---|
| <p>議長</p> | <p>3番は太陽光発電施設として所有権移転するもので、面積は683㎡です。</p> <p>これらの届出につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p> <p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p> <p>事務局何かありますか。</p> <p>(12/10 きみつ農業いきいき交流会について) 平野</p> <p>(2/5 新年会について) 平野</p> <p>(農地中間管理事業利用集積計画の手続き方法について)</p> <p>農林水産課 橋本</p> <p>(1/17 午後 農業者年金合同研修会について 401 会議室) 樋口</p> |
| <p>会長</p> | <p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。なお、次回の農業委員会総会は、1月7日火曜日、場所は401会議室、時間は午後1時30分から開催いたします。</p> <p>本日の定例会は終了します。</p> <p>閉会 午後2時50分</p>   |